

広島県公安委員会告示49号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和8年6月25日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
6 P04 88	告示の日 (令和8年6 月25日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	PHはねものシャ カRUSH2	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 (愛知県春日井市桃山町一 丁目127番地)	左同